

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する
法律の一部を改正する法律の施行に伴う運用について

59 企庁第 1451 号
昭和 59 年 9 月 27 日

通商産業局長・都道府県知事あて

中小企業庁指導部長

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律（昭和 59 年法律第 31 号）は、その関係政省令とともに昭和 59 年 8 月 14 日に施行されたので、爾後、中小企業等協同組合法（以下「組合法」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（以下「団体法」という。）に基づく組合については、下記の事項に留意の上その指導等に遺漏なきを期されたい。

（注 1）改正法の内容は、①組合員以外の者による組合事業の利用に係る特例 ②債務保証事業の範囲の拡大 ③組合員の出資口数に係る限度の特例 ④企業組合制度の改善 ⑤協業組合制度の改善 ⑥火災共済協同組合制度の改善 ⑦中小企業団体中央会の事業の例示追加の 7 項目が中心となっている。

（注 2）改正法の内容のうち、火災共済協同組合制度の改善は、①共済契約対象者の範囲の拡大 ②共済金額の制限方法の変更であるが、この点に関しては別途所要の通達（中小企業庁長官及び大蔵省銀行局長名）を発する予定である。

記

I 組合員以外の者による組合事業の利用に係る特例

1 工場等の集団化の立ち上がり期及び組合員が脱退した場合に係る特例（組合法第 9 条の 2 第 4 項、団体法第 17 条第 4 項）について

本特例を適用した組合においては、事業別の組合員の利用分量の総額及び組合員以外の者の利用分量の総額を、また組合員が脱退した場合にあつては特例割合の計算根拠を直ちに明確に把握できるように、関係書類を整備しておくよう特に指導すること。

2 組合施設の地域住民等一般公衆への開放に係る特例（組合法第9条の2第5項、団体会法第17条第5項）について

- (1) 事業協同組合等及び商工組合等が所有する施設が、組合法施行令第1条の4及び団体会法施行令第2条の3により定められた体育施設及び教養文化施設に該当するかどうかは、第1にそれら施設を所有する組合の組合員の利用目的が主たる目的、従たる目的を問わず少なくとも教養・文化・体育の向上に資するものとして設けられているものであること、及び第2にそれら施設を利用する組合員以外の者は地域住民等一般公衆であつてその利用目的がやはり教養・文化・体育の向上に資するものであること、という2つの要件を満たすか否かによつて判断される。

具体的には、当面、次のような施設とする。

- ① 体育施設 体育館、運動場、野球場、テニスコート、バレーコート、プール等
- ② 教養文化施設 集会場、談話室、娯楽室、図書室、研修室等

- (2) 組合が上記施設を地域住民等一般公衆に利用させる場合には、当該施設の利用・管理運営に関する規約を作成し、当該規約には少なくとも次の事項を記載するよう指導すること。

① 管理運営体制

当該施設の適正かつ円滑な管理運営を図るために管理運営委員会（仮称）を設置するなどして、管理運営体制を明確にすること。

② 組合員の優先利用

施設の種類ごとに開放の条件をあらかじめ明確にするなどして組合員の利用に支障のないようにすること。

③ 営利事業化の防止

施設開放により当該事業が営利化することのないよう利用料は、施設の種類ごとに算出し、当該施設の維持に必要な経費を賄う範囲内にとどめること。

④ 申込方法及び利用条件

地域住民等一般公衆に対して、容易に利用申込みができるよう申込方法（申込場所・日時等）及び利用条件（利用料・使用時間等）を明らかにしておくこと。

II 債務保証の範囲の拡大（組合法第9条の2第7項、団体法第17条第8項）

債務保証事業が組合の運営に与える影響の大きさにかんがみ、その慎重な取扱いを手続面から確保する必要があるので本事業を実施しようとする組合については、次の事項に留意して指導すること。

なお、本事業は、組合の規模、財政基盤、実施体制を考慮しつつ、慎重な導入を図ることが望ましい。

1 債務保証事業の対象となる債務保証の範囲について

- (1) 「組合員が金融機関以外の者に対して負担する当該組合員の事業に関する債務」とは、組合員が組合の組合員たる資格に係る事業又は組合員の資格事業に関して契約を結ぶ者に対して、当該事業に関して負う債務のことである。したがって、組合員がたまたま兼営している当該事業以外の事業に関する債務や組合員の私生活に係る債務は除かれる。
- (2) 当面、組合の行う債務保証としては、①組合員が施工した工事に瑕疵があつた場合に組合員が修補すべき債務についての保証（工事瑕疵保証）、②組合員が原材料・商品等を購入した場合に、組合員が負担する代金支払い債務についての保証（代金支払保証）、③組合員が土砂等を採取した場合にその跡地の整備等について組合員が負担する債務についての保証（跡地整備保証）等が考えられる。

2 「定款の定めるところにより」について

- (1) 債務保証事業の実施に当たっては、定款でその旨を規定することになっているが、定款には単に「組合員の事業に関する債務の保証」というような抽象的な記載だけでは不十分であり、保証の対象となる債務の具体的な内容、当該債務保証事業に関する規約を定めること、及び保証引受限度額等を総会の議決事項とする旨の記載をすることが必要である。具体的には、定款に次のような規定を追加するよう指導すること。
 - ① 組合の行う事業の中に「組合員の○○○事業に係る○○○に関する債務の保証」を追記する。
 - ② 「組合の行う債務保証事業の内容及び実施に関する事項は規約で定めなければならない」を明記する。
 - ③ 総会で議決する事項の中に「組合が組合員のために行う債務保証残高の最高限度額」及び「組合が一組合員のために行う債務保証残高の最高限度額」を追記する。
- (2) 定款の規定についての指導とともに、債務保証事業の内容及び実施に関する規約を

作成し、あらかじめ総会の議決を経るよう指導することとし、当該規約には少なくとも次の事項を記載するよう指導すること。

① 債務保証に関する委員会の設置

申請組合員の営業実績、財務状況及び履行能力（以下「営業実績等」という。）を審査するなど債務保証事業の円滑な推進を図るために債務保証委員会（仮称）を設置すること。なお、組合員以外の専門家も本委員会の構成員とすることが望ましい。

② 申請手続及び審査方法

申請組合員は、規約で定める申請書及び必要書類を提出して保証の申込みを行い、保証の申請を受けた組合は、イ当該申請組合員の営業実績等 ロ申請に係る保証債務の額及びその内容 ハ債権者たる契約相手方の名称及び当該申請組合員との取引状況など規約で定める審査事項を調査して、あらかじめ定めた審査基準に基づいた債務保証委員会（仮称）の審査を経て理事会において保証の決定を行うこと。

③ 債務保証の条件

保証対象、保証限度、保証期間、保証方法（金銭による方法か役務による方法かなど）、保証申請資格の基準、免責事項等。

なお、債務の性格上組合の保証債務額が確定しにくい場合は、債務の不完全履行による損害賠償の額の予定を行い、その予定額について引受限度額を設けること。また、これらについては、保証契約で明示すること。

④ 債務保証のための組合財政基盤

組合の保証能力の担保として、組合員から保証料・賦課金等を徴収して準備金・積立金等により一定の資金を積立てることとし、その際の組合員の負担の方法を定めるなど組合財政基盤の確保に努めること。また、可能な限り連合会等による再保証に付すること。

3 工事瑕疵保証等を行おうとする組合について

工事の瑕疵修補等、施工を内容とする保証を行おうとする組合については、行政庁が当該債務保証事業に関する定款変更の認可をする際に、当該組合が必要な許可の取得等施工能力を有しているかどうか十分に審査すること。

Ⅲ 組合員の出資口数に係る限度の特例（組合法第10条第3項、団体法第34条第3項）

1 出資口数の制限は、一組合員1個の議決権又は選挙権の平等の原則を実質的に保証するものであるから、他方で組合財産の維持の見地からの要請があつても、例外的取扱いをすることについて組合内部で慎重に検討すべきである。したがつて、組合員の出資口数に係る限度を緩和するに当たっては、組合員の権利の平等の原則の確保に十分留意して指導すること。

2 本特例を適用した組合には、毎事業年度行政庁に提出される決算関係書類に添えて、本特例に関する特別の議決を行つた総会の議事録を提出させるよう指導すること。

なお、当該議事録中、関連箇所において、①特例を受けた一組合員の出資口数の組合の出資総口数に対する割合、②組合法第10条第3項（団体法第34条第3項において準用する場合を含む。）のただし書各号のうち該当する号数、③総会の特別の議決による組合の承認があつたこと、を明示的に記載するよう指導すること。

Ⅳ 企業組合制度の改善（組合法第9条の11第3項及び第4項）

1 「心身の故障」について

企業組合の従事組合員が、組合事業の従事に困難となる「心身の故障」とは、負傷又は疾病をさし、特にその原因は問わないものとする。具体的にどの程度の負傷又は疾病であれば企業組合の行う事業に従事することが困難となるかについては、諸般の事情を考慮し、社会通念にしたがつて判断すること。

2 「その他これに準ずるやむを得ない事由」について

「その他これに準ずるやむを得ない事由」とは、高齢化等により組合員の気力又は体力が衰弱し企業組合の行う事業への従事が堪えられなくなることなどを意味する。具体的にどのような事由が生ずれば企業組合の行う事業に従事することが困難となるかについては、諸般の事情を考慮し、社会通念にしたがつて判断すること。

Ⅴ 協業組合制度の改善（団体法第5条の14第3項）

1 「推定相続人」について

「推定相続人」とは、現状のまま相続が開始されれば直ちに相続人となるはずの者をいう。例えば、組合員に配偶者及び子がいる場合であれば、配偶者及び子が推定相続人となる。

2 協業組合の組合員が生前にその持分の全部を譲渡する対象者は、推定相続人のうち1人に限定されるので事前に該当者を確定しておく必要がある。したがつて、持分についての

権利義務の承継の円滑化のため、持分の譲渡に係る組合の承諾を得るに際しては、当該組合員及びその確定した推定相続人の双方から、それぞれ書面によつて当該組合員の持分の全部を譲渡し又は譲受する旨を組合へ通知するよう指導すること。

VI 事業協同組合等及び商工組合等の行う火災共済契約の範囲の拡大

事業協同組合及び事業協同小組合並びにこれらの連合会が組合法第9条の2第1項第3号の規定に基づき締結する火災共済契約の範囲については、組合法施行規則第1条の4の改正に伴い拡大されたので留意のうえ指導すること。また、商工組合及び同連合会の行う団体法第17条第2項第3号の規定に基づき締結する火災共済契約についても準用（団体法第17条第8項が準用する組合法第9条の2第2項）されるので同様の取り扱いとなる。